

宮崎海区漁業調整委員会指示第129号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、カサゴの採捕について、次のとおり指示する。

令和2年3月30日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

宮崎県の地先海面においては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、全長18センチメートル以下のカサゴの採捕を禁止する。ただし、試験研究等を目的とする採捕であって、宮崎海区漁業調整委員会が認めた場合は除く。